

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

令和3年5月7日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農用地利用集積計画の承認について
- (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について
- (7) 議案第6号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（18名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 臼田 正嗣 君	3 番 山田 彰 君
4 番 井上 正隆 君	5 番 野田 卓志 君	6 番 伊藤 均 君
7 番 吉田 和子 君	8 番 玉田 和久 君	9 番 山田 タツエ 君
10 番 八代 治郎 君	11 番 足立 昌人 君	12 番 青山 雅紀 君
14 番 西田 耕三 君	15 番 西部 徹 君	16 番 長尾 始 君
17 番 野村 茂 君	18 番 日置 香 君	19 番 田下 喜代 君

○欠席委員（1名）

13 番 永田 千春 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局係長	小森 康司 君	洞戸事務所主任主査	李 浩基 君
武儀事務所主任主査	河合 真樹 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）今日出席の方全員お揃いですので、これより農業委員会を始めさせていただきます。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（野村茂君）おはようございます。農繁期で大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。昨年の2月頃からコロナの話が出まして、第1回目の緊急事態宣言の時は緊張した思いがあります。しかし、今はだいぶ緊張感が薄れてきたなという気がしますので、コロナ感染対策に関しては心がけて防止をしていかなければならないなという思いをいたしました。田んぼの方は、田植えがこれから後半に入っていきます。田植えの後の緑の線状が本当に美しく見えます。豊作を願って皆さま方も一生懸命取り組まれていることと思いますが、なんとか豊作であることを願います。本日はご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）ありがとうございます。続きまして、事務局長の山岡がご挨拶申し上げます。

○事務局長（山岡透君）お疲れ様でございます。こうして農業委員会に御出席を賜りましてありがとうございます。田植えシーズン真っ盛りでございますが、一昨年前は、記録的な雪不足と雨が少なく水不足といったことがありましたが、今年は、積雪もあって長良川の方も十分な水が流れている状況でございます。また、沖縄は奄美の方が梅雨入りをしたということで、この東海地方は1カ月先くらいの梅雨入りになると思いますが、雨が降って実りある年になることを期待しております。そして、昨年は農地プランの策定に向けてみなさん大変ご尽力いただきまして、ありがとうございました。コロナ禍の関係で今後は対応の検証につきまして、また会議を開催したいと計画しておりますので、その節は皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。それでは、議案につきまして説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。13番永田委員の1名が欠席でございます。よろしくお願い致します。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。3番山田委員、4番井上委員のお2人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。議案第1号 農地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は1ページになります。賃貸借権設定に関するものについて、新規が4筆5,142㎡、使用貸借権設定に関するものについて、新規が5筆4,584㎡です。地区は、武芸川町谷口、武芸川町宇多院、塔ノ洞、山田、小屋名の5地区です。権利の設定を受ける者は、有限会社むげがわ農産ほかでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。これより、議案第1号について質疑をおこないます。質疑のあり方は挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので採決します。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）はい、ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第1号の農用地利用集積計画について原案のとおり承認することとします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。2番の案件につきましては八代委員、5番の案件につきましては田下委員の申請案件ですので、まずはじめに2番を審議し採決して、そのあとに5番を審議し採決をすることといたします。そして残りを一括審議、採決することといたします。まず八代委員はご退席をお願いします。

（八代委員退席）

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。今会長からお話ありましたとおり、まず2番の案件を審議、そのあと5番の案件を審議して最後に残りの8件を議案します。

2番の案件、議案は2ページです。2番の案件位置図は、2ページになります。申請地は、下有知南部公民センターの西330mほどに位置する農振農用地区域内の田、549㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業耕作の拡大、充実を計画しているため自宅に近い申請地を譲り受けるというもの。譲渡人は、高齢で農業耕作が困難であることから、譲り渡すというものです。4月12日に現地を確認した結果、田で農地性ありと確認しています。以上、所有権移転に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。補足説明をいただく前にこの3条につきましては9番の山田委員は八代委員の営農状況につきまして何かご意見はありませんか。

○9番（山田タツエ君）何もないです。現場を確認してきましたが、田んぼができる感じでした。

○議長（野村茂君）ありがとうございました。今、山田委員から特に意見はないということでした。それでは、補足説明に入ります。補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いいたします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより審議を行います。議案第2号の2番について質疑のある方は挙手にて発言をお願いいたします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ないようですので、これより採決します。議案第2号の2番について原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第2号の2番の1件を許可することといたします。では、八代委員入室をお願いします。

（八代委員着席）

○議長（野村茂君）それでは、引き続き田下委員に退席をお願いします。

（田下委員退席）

○議長（野村茂君）それでは、議案第2号の5番について事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

5番の案件 議案は3ページ、位置図は、5ページになります。申請地は、関市武芸川事務所の東980mほどに位置する農振農用地区域内の田2筆、1、581㎡。南に390mほどに位置する農振農用地区域内の田、1、193㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業規模拡大のため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢になり農地の管理が困難であることから譲り渡したいといのものです。4月12日に現地を確認した結果、田で農地性ありと確認しています。以上、所有権移転に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。この案件につきましては私が確認しておりますので、営農状況については特別意見を申し上げることはございません。それでは、議案第2号の5番について補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、議案第2号の5番について質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、採決します。議案第2号の5番について原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございました。全員の挙手をいただきましたので議案第2号の5番1件を許可することとします。では、田下委員は入室をお願いします。

（田下委員着席）

○議長（野村茂君）それでは、残りの案件の説明を事務局をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい、それでは1番の案件から始めます。

1番の案件 議案は2ページ、位置図は、1ページになります。申請地は、野田集会所の東180mほどに位置する農振農用地区域外の畑、106㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地が自宅に隣接しているため、譲り受けることにより、農業生産の効率を高めたいというもの。譲渡人は、高齢になり、農地の管理ができないため、譲り渡したいというものです。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、関市役所西部支所の北310mほどに位置する農振農用地区域内の田、562㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業耕作の拡大を図るため、申請地を譲り受けるというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、仕事が多忙であり農業経営が十分にできないため譲受人の申し出に応じるというものです。

4番の案件 議案は3ページ、位置図は、4ページになります。申請地は、森本公民館の西250mほどに位置する農振農用地区域内の田、333㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、隣接する宅地・建物と申請地を贈与したいとの申し出を受けるといふもの。譲渡人は、所有する土地の維持管理ができないため贈与するといふものです。

6番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、道の駅むげ川の南東400mほどに位置する農振農用地区域内の畑、85㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営の拡大を図るため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、農業の労働力不足であるため農地を譲り渡すといふものです。すべての案件について、4月12日に現地を確認した結果、農地性有りと確認しています。以上、所有権移転に関するもの4件につきまして、ご審議をお願いいたします。○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号の1番、3番、4番、6番について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、議案第2号の1番、3番、4番、6番について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、採決します。議案第2号の1番、3番、4番、6番について原案のとおり許可することに異義のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございました。全員の挙手をいただきましたので議案第2号の1番、3番、4番、6番の4件を原案のとおり許可することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第4条の規定により下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、富岡小学校の西220mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地、換地後の面積284㎡です。農地の区分は、用途地域にある農地のため第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。申請人は、子が家を建てるための土地を貸すというものです。4月12日に現地確認をしたところ、雑種地となっています。申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、瀬尻小学校の北340mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地、126㎡。農地の区分は、水道管・下水管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に1つの教育施設と1つの医療機関があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）です。申請人は、家族が増え居宅が手狭になったため新たに住宅を建築するというものです。4月12日に現地確認をしたところ、平成12年から宅地として利用されており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため転用はやむを得ないものと判断します。以上、2件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について、補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君） ございませんようですので、議案第3号について質疑があれば挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君） 質疑も無いようですので、採決します。議案第3号について原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君） ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第3号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第4号 農地法第5号第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君） 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第5条の規定により下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は、5ページからになります。

1番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、肥田瀬グラウンドの西260mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、3,007㎡の内994.36㎡。農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、申請地を借り受け自己住宅を建てたいというもの。使用貸人は、農地として維持管理がなくなってきたことから、使用借人の要望に応えるというものです。4月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であり、例外的な要件が該当する場合しか許可ができない農地です。別添、資料をご覧ください。関市の場合、農地の区分は、農振農用地、第1種農地、第2種農地、第3種農地の4つに分かれています。転用するのに網がかかっているのは農振農用地。その次に第1種農地がありまして、これについては、例えば10ha以上の集団になっている農地です。第2種農地とは、10ha未満の集団である農地が主な区域になっておりまして、第3種農地は、都市計画区域内の農地とか、近くに市役所があったり駅があったり学校や病院があったり。そういったところに近い農地が第3種農地で、転用がしやすい農地となっています。今回の1番の案件につきましては、別添資料に許可項目一覧がございまして、農地の転用許可の例外規定が一覧となっています。第1種農地で例外規定が認められるものは、例えば、農地が農業用施設や農産物の加工施設や販売施設です。2つ目の場合は、周辺住民の方が必要な施設で例えば、コンビニやドラッグストアとかがあります。あと、集落接続ですが、いわゆる集落を形成していてそこにくっついているところに子家を建てたり、分譲住宅やアパートなど人が住めるところを作るのであれば、いろいろと条件が厳しいところがありますが、認められるケースもあります。あと3つ目の場合ですが、既存施設の拡張になってますが、これは工場にさらに工場を建設したり、従業員の方の駐車場が狭くなったので駐車場を作るといった場合に元の敷地の1/2以内で隣接していれば、第1種農地でも造成して拡張してもいいという例外規定があります。今回の1番の案件につきましては、申請地は南に福祉施設があって、その周りには工場しかないということで、一番近い民家が南側の民家ですと80mくらい離れていて、東側の民家からも90mくらい離れていて、要件の集落に接続はしていないということになります。あと、既存施設の拡張という項目に対しても、もともと自分の家を建てる目的のためだけのもので、既存の施設の拡張をするためではないということと、個人の住宅ですので、農業用施設という部類にも入らないということでこの案件につきましては、事務局としては不許可相当ということで判断をさせていただいて、県に進達をしたいと考えています。もちろん許可権者は岐阜県知事なので、他の市町村でも不許可相当で県にあげて、県は不許可相当と意見を聞いているが、これは許可できるということで許可された案件は何件もあります。他市によっては、このケースについての判断としては、この例外規定には当たらないのではないかという意見で事務局としてはあげさせていただきたいと考えております。それでは戻りまして2番から順に進めさせていただきます。

2番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、肥田瀬グラウンドの西460mほどに位置する田、379㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在、借家住まいであり、住居が手狭であることから一般個人住宅を建築したいというものです。譲渡人

は、今後営農の縮小を考えているため、譲り渡すというものです。4月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、関高等学校の東450mほどに位置する畑、21㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため第3種農地と判断します。転用の目的は、自宅への進入路です。譲受人は、隣接にある建物を購入したが、自宅への進入路が狭いため、申請地を譲り受け、拡張したいというものです。譲渡人は、高齢のため、畑の手入れができなくなっていたところ譲受人から申し出があったため、譲り渡すというものです。4月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 議案は6ページ、位置図は、12ページになります。申請地は、桜ヶ丘小学校の南西330mほどに位置する田、2,029㎡の内1,013㎡。農地の区分は、農業振興地域内の農用地です。転用の目的は、仮設事務所・資材置場及び駐車場の一時転用です。一時転用期間は、6ヶ月です。賃借人は、隣接地の駐車場の一部に学生寮・社員寮を建設する間に必要となる仮設事務所、資材置き場及び駐車場に利用するために借りたいというものです。賃貸人は、社会福祉法人の事業であることから、協力するというものです。4月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

5番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、倉知小学校の東320mほどに位置する畑2筆、485㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、付近に高層な建物もないことから、太陽光発電施設を設置するのに最適な土地であると考え、譲り受けるというものです。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。4月12日現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、関市清掃事務所の東320mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地、680㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、製紙原料卸売業駐車場です。譲受人は、近接地で事業を営んでおり、今回、施設を拡張するにあたり従業員の駐車場を拡張したいというものです。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。4月12日現地確認をしたところ、雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 議案は7ページ、位置図は、15ページになります。申請地は、関警察署の東310mほどに位置する田、2,529㎡の内844㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、共同住宅です。使用借人は、子でありアパートを建築したいというものです。使用貸人は、高齢であり農業ができないため、使用借人の申し出に応えるというものです。4月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、瀬尻小学校の北480mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑、一部雑種地の合計4筆、145.32㎡。転用の目的は、刃物販売業駐車場です。譲受人は、近くで刃物販売業を営んでおり、駐車場が必要であるというものです。譲渡人は、営農規模の縮小を検討しており、譲受人の申し出に応えるというものです。4月12日に現地確認をしたところ、一部雑種地となっており、始末書を提出するよう依頼中です。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、瀬尻小学校の北590mほどに位置する畑、639㎡。農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸自動車整備工場です。譲受人は、不動産業を営んでおり、知人の自動車整備士から事業拡大のため土地を探して欲しいとの依頼を受け、候補地が見つかったため、土地及び建物を貸すというものです。譲渡人は、高齢となり耕作が困難なため譲り渡すというものです。隣地承諾書が添付されています。4月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認をしています。申請地

は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 議案は8ページ、位置図は、18ページになります。申請地は、千疋ふれあいセンターの西360mほどに位置する畑、674㎡。農地の区分は、10ha以上の集団の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、住宅環境の良い申請地を譲り受けて住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。4月12日現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認をしています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。集落に接続しており住宅を建築するためであることから、農地転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。事変1番と同時許可案件です。

11番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、飛瀬集会所の北170mほどに位置する畑、918㎡の内125㎡。西210mほどに位置する畑3筆、2,350㎡の内203.25㎡。合計4筆、328.25㎡。農地の区分は、農業振興地域内の農用地です。転用の目的は、試掘の一時転用です。一時転用期間は、3ヶ月です。使用借人は、清涼飲料水を製造しているが、水源が枯渇した場合に備え、水脈を探索するための試掘をしたいというもの。使用貸人は、使用借人の要請にこたえるというものです。隣地承諾書が添付されています。4月12日に現地確認をしたところ畑で農地性有りを確認しています。申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

12番の案件 議案は9ページ、位置図は、20ページになります。申請地は、森本公民館の西310mほどに位置する田、1,097㎡の内284㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、現在アパート住まいであるため、自己住宅を建築したいというもの。使用貸人は、子である使用借人の要望に応えるというものです。4月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。以上、所有権移転に関するもの7件、使用貸借権設定に関するもの4件、賃貸借件設定に関するもの1件、合計12件につきましてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について、補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いいたします。はい、安田委員さん。

○1番（安田美雄君）1番の案件でございますが、先ほど事務局からお話があったとおり、この農地は優良農地でございます。第1種農地に該当すると思いますので、転用はできないのではないかと思います。それに30年に農地として取得しています。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村茂君）はい、ありがとうございました。ほかに補足説明はございませんか。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、質疑を行います。議案第4号について質疑のある委員は挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、採決します。議案第4号について1番については不許可ということで、2番から11番は原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第4号の12件を原案のとおり許可相当11件、不許可相当1件についてを岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第5号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は、10ページからになります。

1番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、千疋ふれあいセンターの西360mほどに位置する畑、674㎡。変更内容は、事業計画者の変更です。転用事業計画変更者は、平成24年1月27日に一般個人住宅として、事業計画変更の承認をとったが、資金調達の面で支障があり計画がとん挫しておりました。承継者は、現在の住宅が老朽化しているため、申請地に個人住

宅を建築したいというものです。５条１０番と同時許可案件です。以上、１件についてご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第５号について、補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、質疑を行います。議案第５号について質疑のある委員は挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）質疑もようですので、採決します。議案第５号について原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第５号の１件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第６号 農地の買受適格証明に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第６号 農地の買受適格証明に対する意見について。民事執行規則第３３条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

１番の案件 議案は１１ページ、位置図は、２２ページになります。申請地は、長良川鉄道関市役所前駅の南西３３０ｍほどに位置する登記地目宅地、現況地目畑の２筆、３８７．７㎡。申請人は、競売物件である土地を買い受け、農業経営の規模拡大を図るというものです。令和３年５月６日から５月１３日までの間で行われる競売に参加したいため、農地法３条の適格証明書の交付を求めるものです。４月１２日に現地確認をしたところ、畑であることを確認しています。申請者は、農地の耕作面積、資金面等でも問題がないため買受適格者に該当する者と判断します。以上、買受適格証明に対する意見につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第６号について、補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、質疑を行います。議案第６号について質疑のある委員は挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

○議長（野村茂君）質疑もようですので、採決します。議案第６号について原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第６号については原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）報告１号 農地法第１８条第６項の規定による届出について

報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による届出について、賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。議案は１２ページになります。

１番の案件 届出地は、武芸川町谷口地区の田１筆、１，０９７㎡。賃借人は、有限会社むげがわ農産です。合意解約成立日は、令和３年４月９日です。以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）ただ今事務局が報告いたしましたとおりですので、よろしく願います。本日ご審議をいただく案件はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

午前10時46分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

印

3 番

印

4 番

印